

令和7年2月14日
あんしん少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別なお取扱いについて

この度の令和7年1月28日に発生した流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故により、生命または身体に危害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。また、今後、多数の方が生命または身体に危害を受けるおそれが生じていることから、埼玉県は1市に災害救助法の適用を決定しました。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、以下の特別なお取扱いをいたします。

1. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払について

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

3. 災害救助法適用地域及び適用日について

適用地域	適用日
【埼玉県】	
八潮市	1月29日

【お問合せ先】

お客様相談室 通話無料 0120-685-336

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

以上